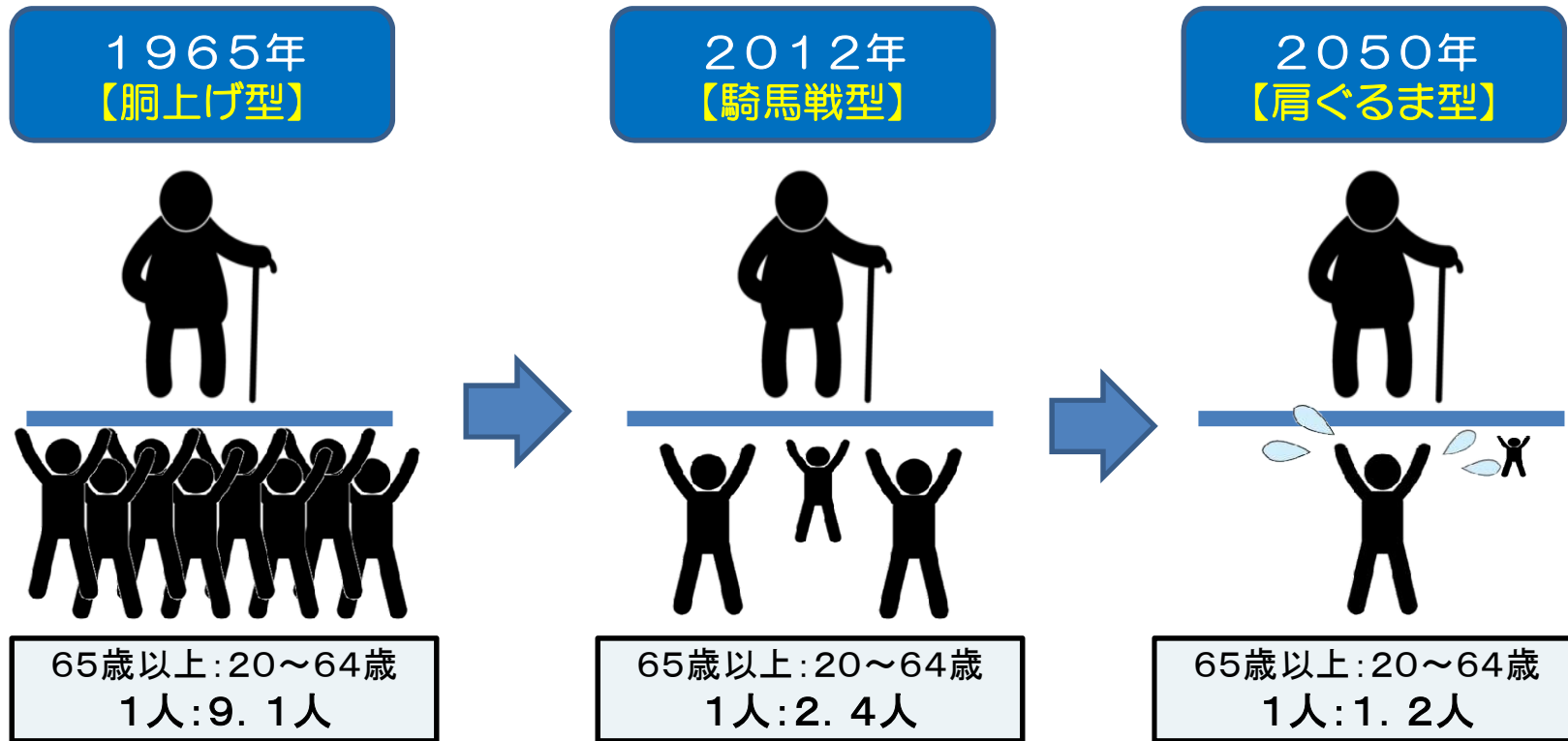


## 資料8

# 地域包括ケアシステムについて

# 日本の人口動態

～「騎馬戦型」から「肩ぐるま型」社会へ～

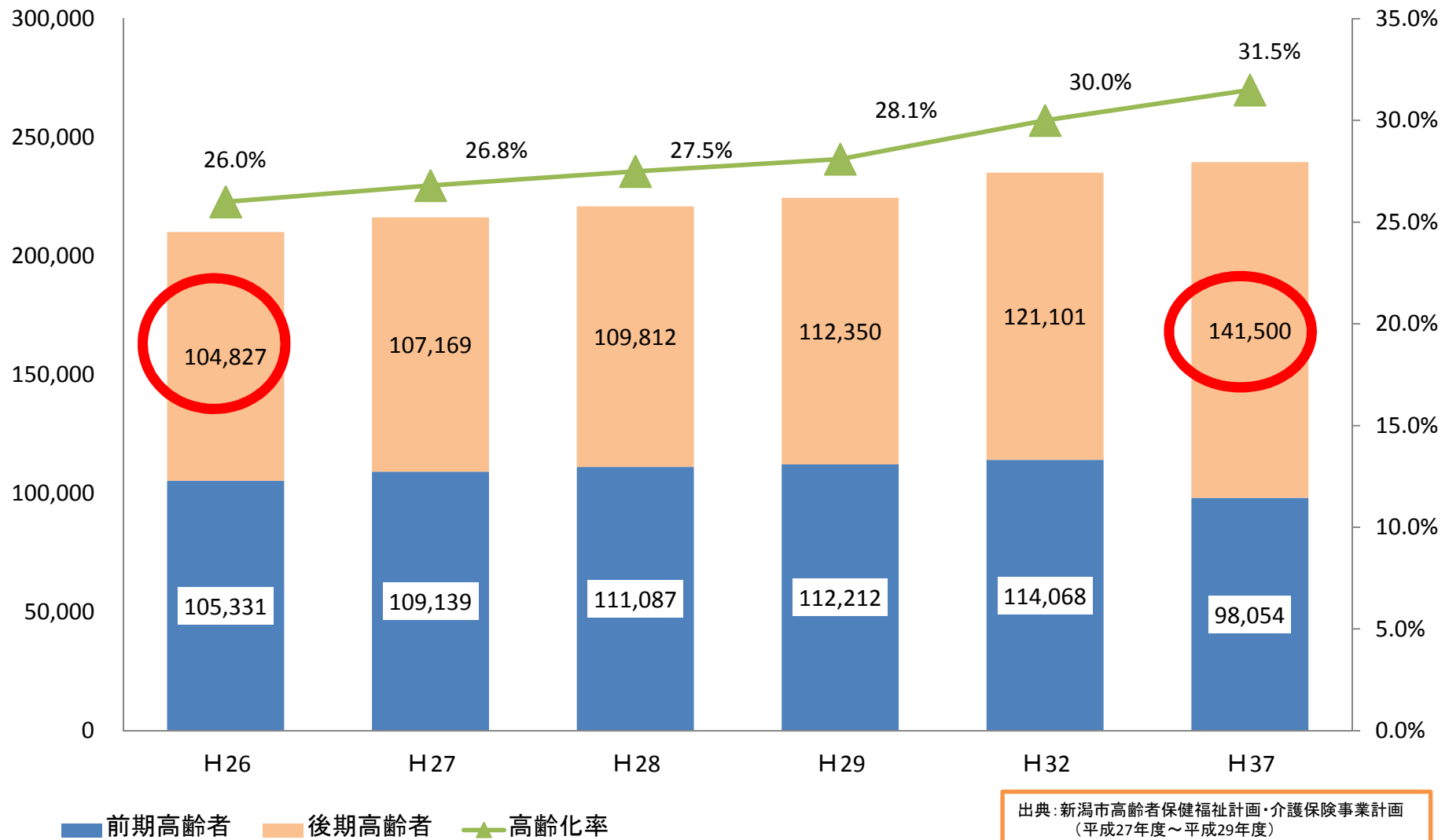


**【肩ぐるま型社会】** 今後急速な高齢化が進み、やがて「1人の現役世代が1人の高齢者を支える」社会が訪れるという予測

(出典)総務省「国勢調査」、社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」、厚生労働省「人口動態統計」をもとに国立長寿医療研究センターが作成したものの引用

# 新潟市の高齢者人口と高齢化率の将来推移

H26年度：26% ⇒ H37年度：31.5%（団塊の世代が全て75歳を迎える）



# 新潟市の介護認定者数と認定率の推移

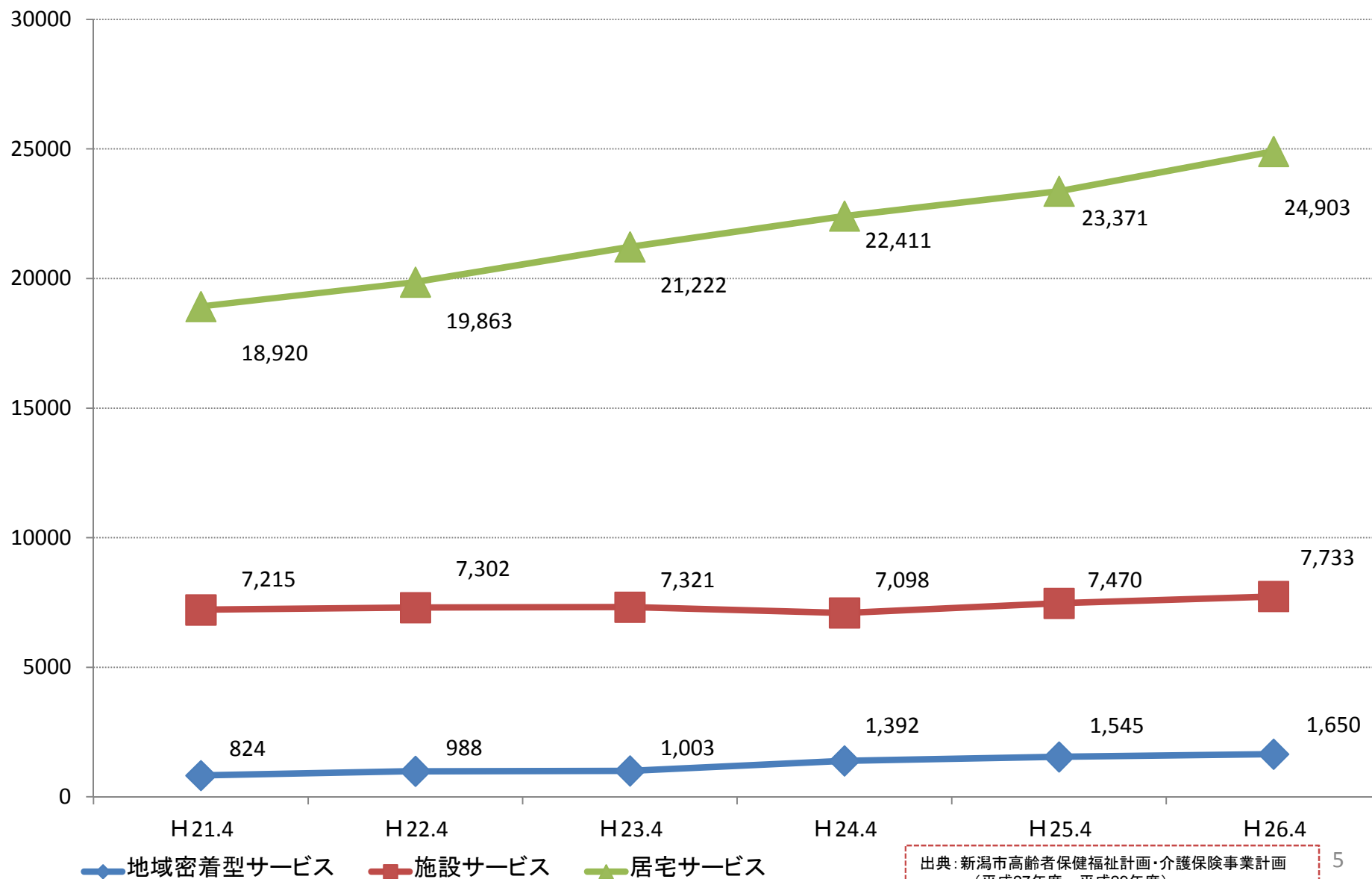
年1,700人前後のペースで増加・介護認定者の割合も上昇（18.7%）



出典：新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

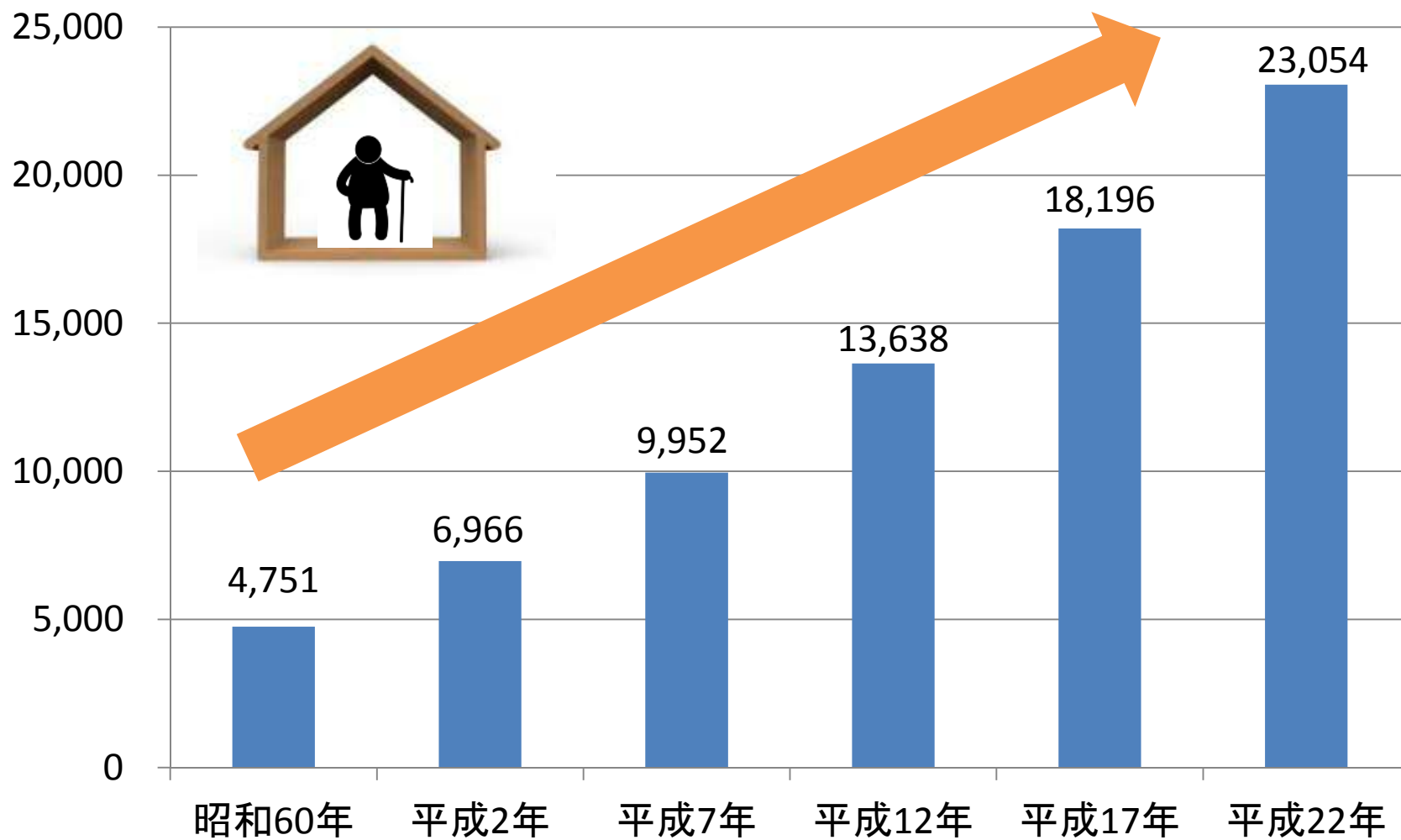
# 新潟市の介護サービス利用者の推移

介護認定者の増加に伴い介護サービス利用者も増加。特に、居宅サービス利用者は大幅に増加（5年間で約6,000人増）



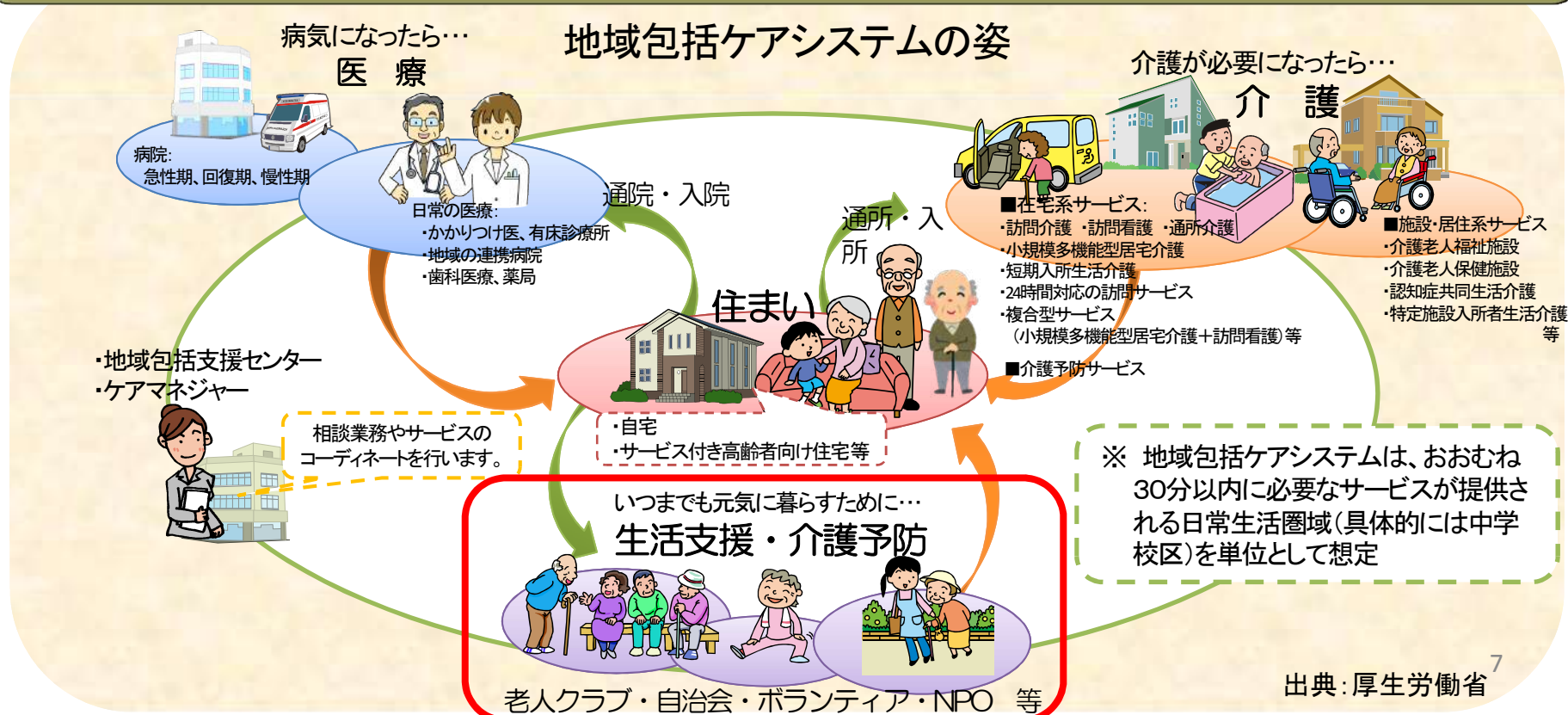
出典：新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
（平成27年度～平成29年度）

# 新潟市の単身高齢者世帯は増加傾向



# 地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



# 要支援・要介護認定について

介護度	めやすの状態
要支援1	生活機能の一部に若干の低下が認められ、介護予防サービスを提供すれば改善が見込まれる。
要支援2	生活機能の一部に低下が認められ、介護予防サービスを提供すれば改善が見込まれる。
要介護1	身の回りの世話に見守りや手助けが必要。立ち上がり・歩行等で支えが必要。
要介護2	身の回りの世話全般に見守りや手助けが必要。立ち上がり・歩行等で支えが必要。排泄や食事で見守りや手助けが必要。
要介護3	身の回りの世話や立ち上がりが一人では出来ない。排泄等で全般的な介助が必要。
要介護4	日常生活を営む機能がかなり低下しており、全般的な介助が必要な場合が多い。
要介護5	日常生活を営む機能が著しく低下しており、全般的な介助が必要。

要支援1・2  
介護予防サービス, 地域密着型介護予防サービスを利用できます。

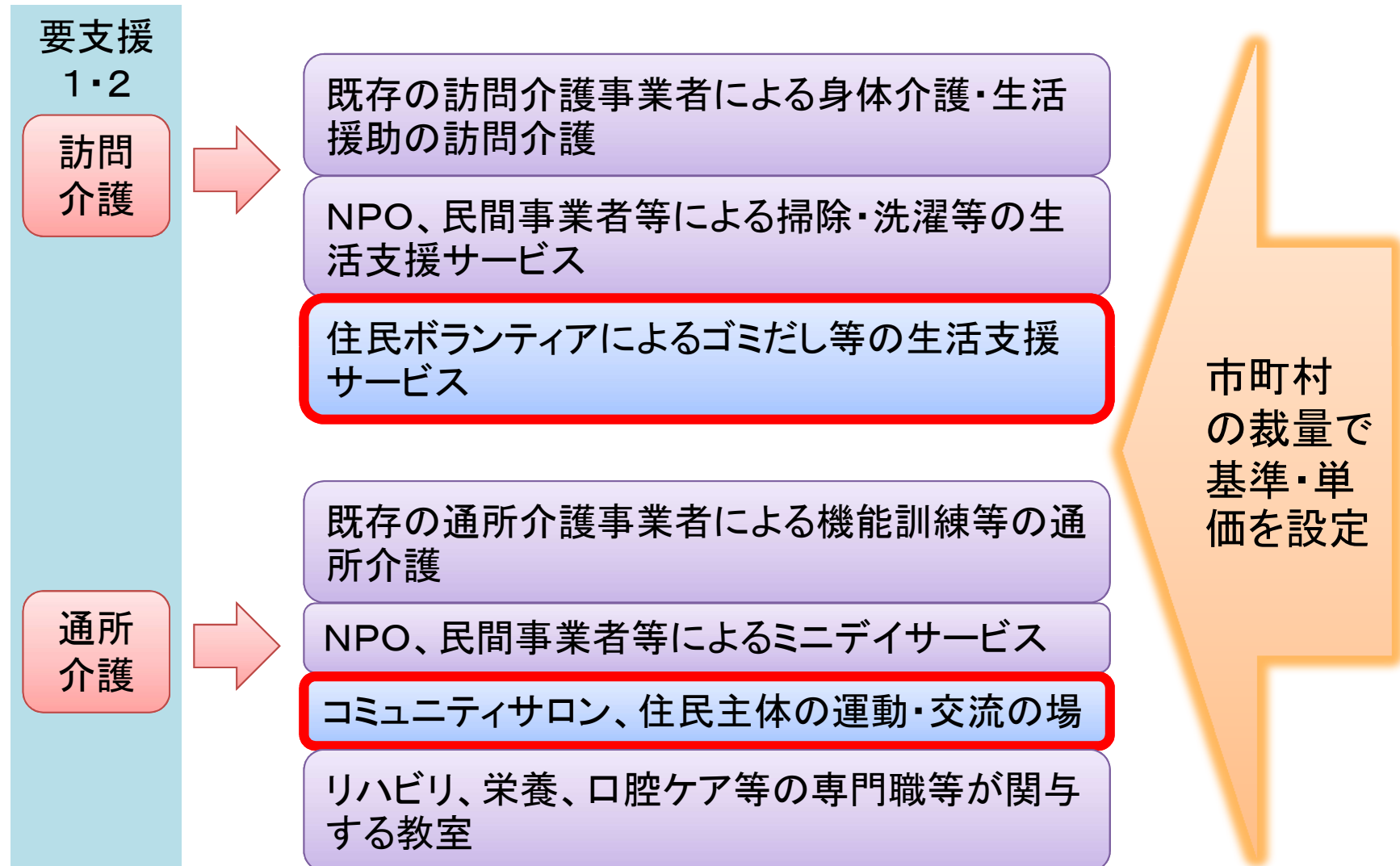
要支援1・2の方	介護予防サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護予防訪問介護</li> <li>●介護予防訪問入浴介護</li> <li>●介護予防居宅療養管理指導</li> <li>●介護予防通所リハビリテーション</li> <li>●介護予防短期入所療養介護</li> <li>●介護予防福祉用具購入費の支給</li> <li>●介護予防特定施設入居者生活介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護予防訪問看護</li> <li>●介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>●介護予防通所介護</li> <li>●介護予防短期入所生活介護</li> <li>●介護予防住宅改修費の支給</li> <li>●介護予防福祉用具貸与</li> </ul>
	地域密着型介護予防サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>●介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>●介護予防認知症対応型共同生活介護</li> </ul>	

要介護1～5  
居宅サービス, 地域密着型サービス, 施設サービスを利用できます。



# 介護保険制度の改正

## ～多様な主体によるサービス提供～



## 生活支援サービス(地域による支え合い活動)のイメージ

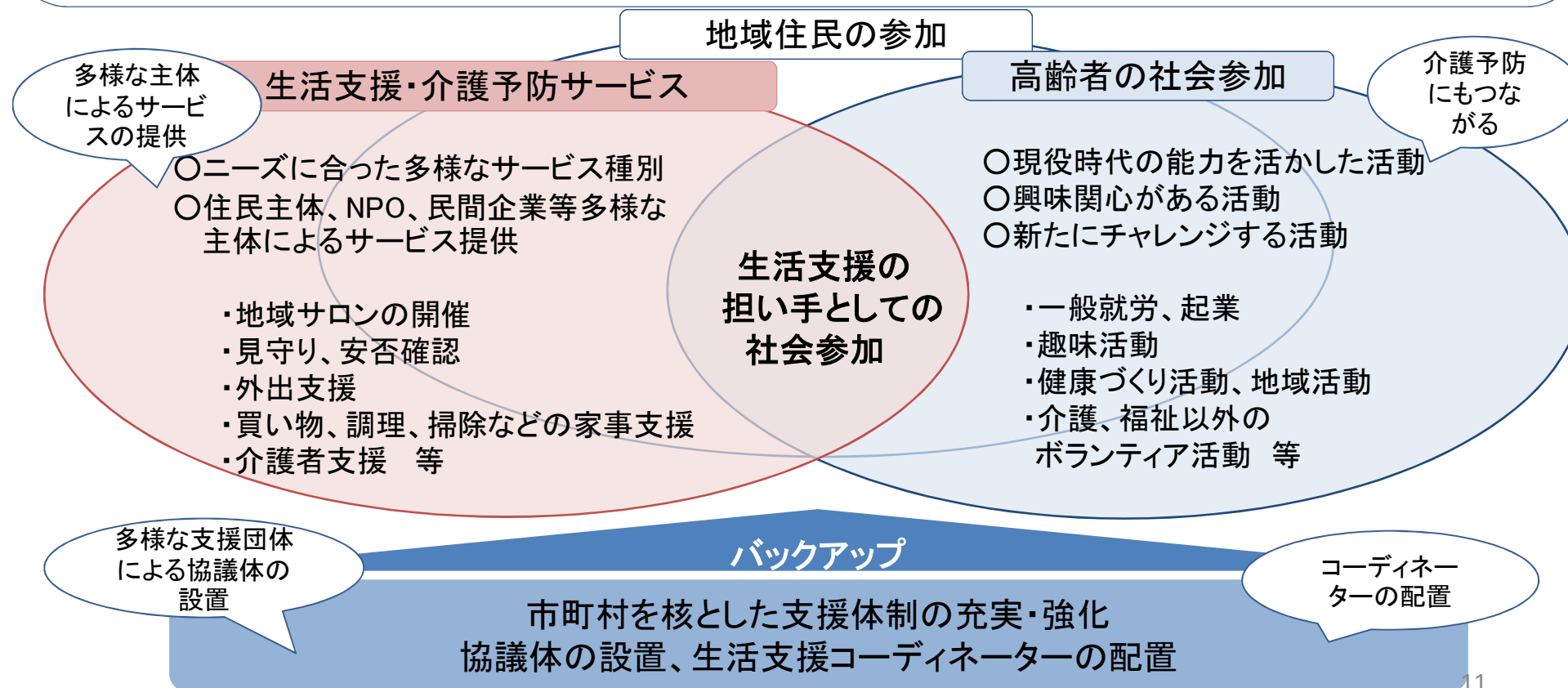
		ご近所	自治会・町内会等	有償ボランティア	非営利団体
見守り		○	○	△	○
交流(居場所)		○	○	○	○
※ちょっとした生活支援		○	○	○	○
家事援助		△	△	○	○
食事	会食	×	○	○	○
	配食	×	×	○	○
移動		×	△	○	○

※ちょっとした生活支援:ゴミだし、買い物、除雪、草取り、電球交換など

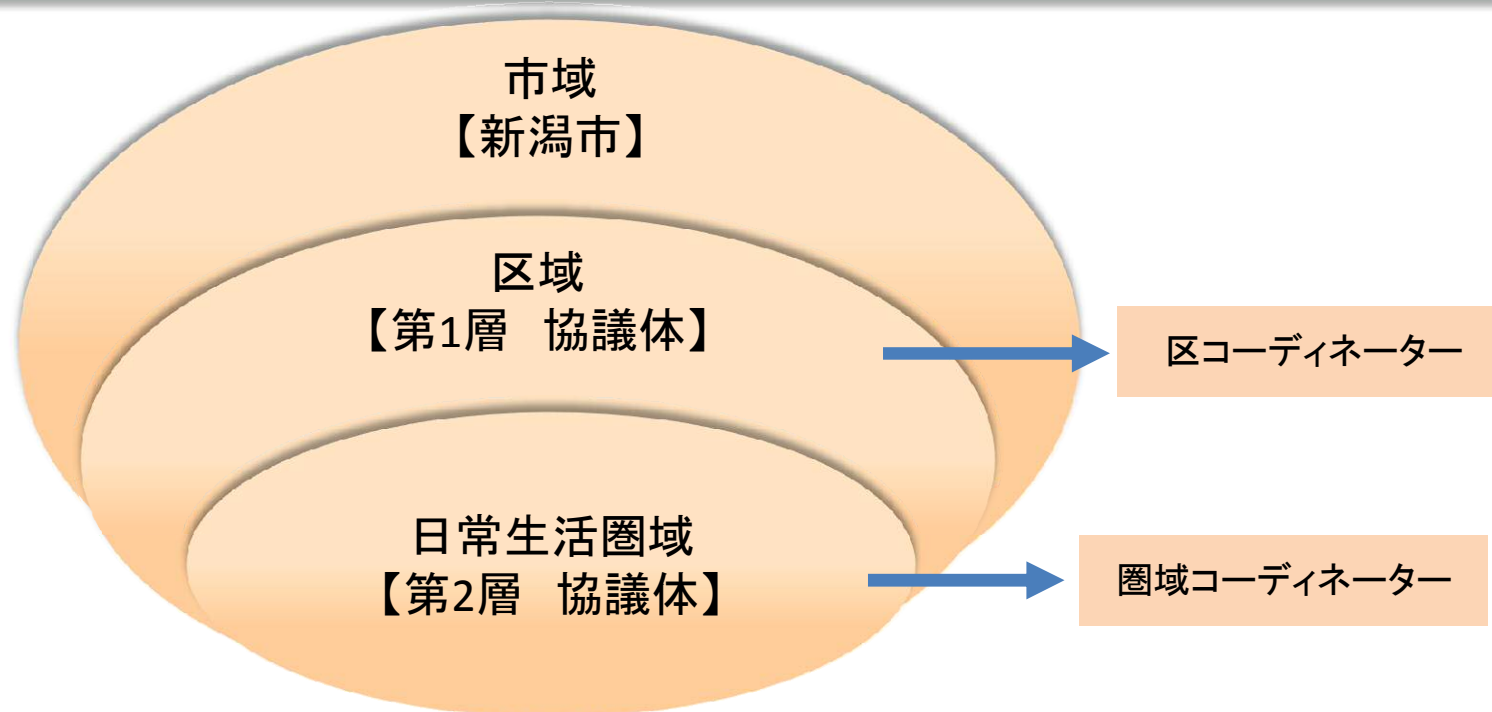
**地域では○印が取り組みやすい**

# 生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。  
 具体的には、生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援サービスコーディネーター」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。



# 支え合いのしくみづくり会議（協議体）と 支え合いのしくみづくり推進員（生活支援コーディネーター）



協議体	生活支援コーディネーター
<p>活動当事者による検討組織</p> <p>【役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域の現状把握</li> <li>②地域の課題発見</li> <li>③生活支援コーディネーターの選出・支援</li> </ul>	<p>協議体で選出</p> <p>【役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①資源開発                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・不足するサービスの創出</li> <li>・サービスの担い手の育成・支援</li> </ul> </li> <li>②ネットワーク構築                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有、連携体制の強化</li> </ul> </li> </ul>

# 協議体の役割と活動主体について

## 協議体とは

### 【目的】

地域住民の力を集めて、  
相互の助け合いの仕組みを創出する

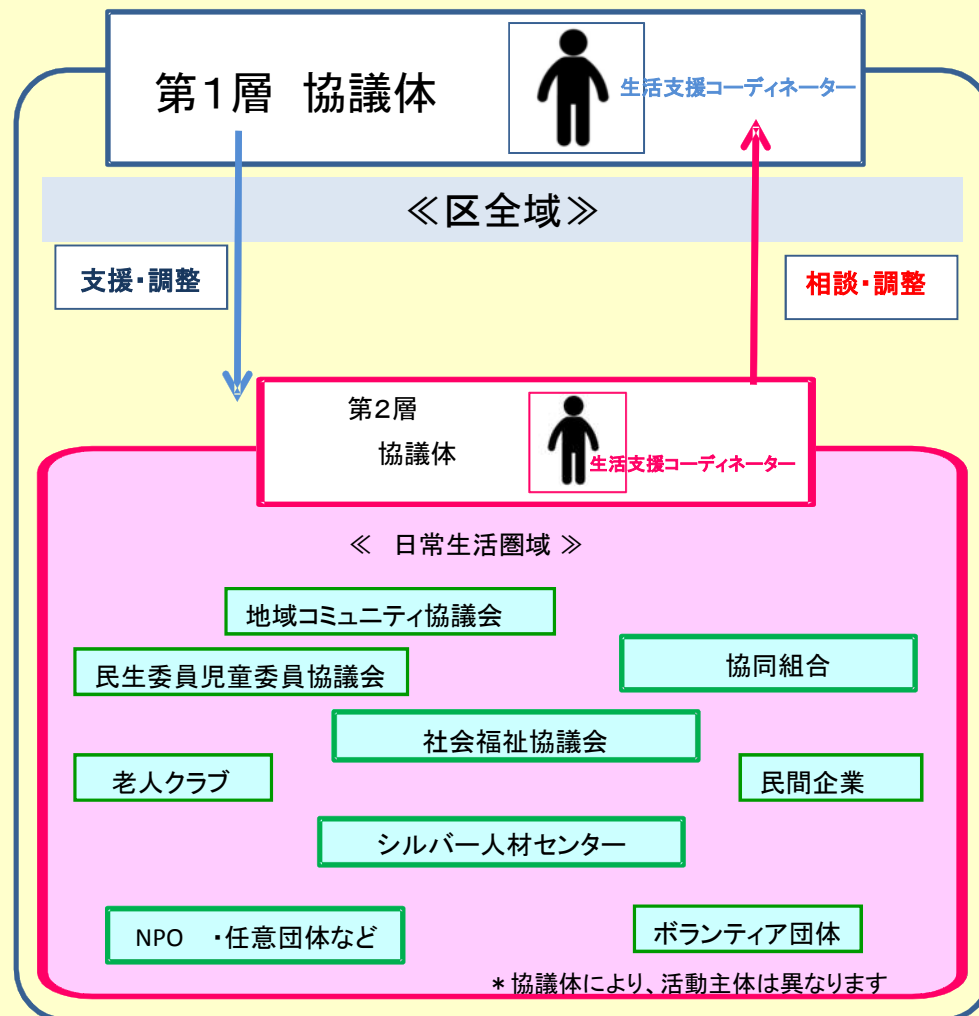
### ○役割

- 「生活支援コーディネーター」をそれぞれの分野で支援する
- 地域住民の困り事を把握し、その解決方法を考える

### ≪具体的には≫

- 「生活支援コーディネーター」を選出する
- 随時、「生活支援コーディネーター」の相談に応じ、  
日常的な活動を支援する
- 地域の困り事などの情報収集を行い、定期的に会合し、  
その解決方法について協議する

## ◎協議体と活動主体の連携イメージ



※  は活動主体を表す

【平成27・28年度】 西区 協議体構築 スケジュール

	平成27年度				平成28年度									
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月～3月
西区【一層】	第1回協議体 12月8日	コーディネーター選出 第2回協議体 1月18日					第3回協議体 6月10日	実家の茶の間・紫竹視察 7月20日	8月2日 協議体構成員勉強会	地域包括ケア推進 モデルハウス検討	第4回協議体(予定)	地域包括ケア推進 モデルハウス設置(予定)	握・生活支援サービス等の創出等) (区地域の現状や課題等の把握)	協議体の開催
日常生活圏域【二層】		コミ勉強会 1月19日		協議体設置準備会 3月2日			協議体構成団体の選定			第1回協議体(予定)	第2回協議体(予定) コーディネーター選出等	握・生活支援サービス等の創出等) (日常生活圏域ごとに)	協議体の開催	